

第 2 章 土地利用の調整の処理状況

1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

(1) 令和 2 年度の処理状況

令和 2 年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された 3 件であり、うち 2 件が 2 年度中に終結し、1 件が翌年度に繰り越された（表 8）。

表 8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（令和 2 年度）

事 件 名	受付年月日	終結年月日
三重県尾鷲（おわせ）市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件（2 件）	H28. 10. 27	R 3. 1. 18 取下げ
	H29. 3. 30	
山形県飽海（あくみ）郡遊佐町吉出字臂曲（ひじまがり）地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H30. 9. 21	
合 計	3 件	2 件

(2) 令和 2 年度に終結した主な事件

ア 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長（処分庁）は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成 28 年 8 月 5 日付けで、不認可の処分を行った。

(イ) 申請の概要

平成 28 年 10 月 27 日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものである。

その後、平成 29 年 3 月 30 日に、三重県内の漁業組合連合会ほか 3 組

合から、申請人による岩石採取によって発生する濁水が矢ノ川を通じて尾鷲湾に拡散し、申立人らが営む漁業に深刻な影響が及ぶことを理由として、参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年4月28日、参加させることを決定した。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審理期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めたが、令和3年1月18日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本件申請事件及びこれに対する参加申立事件はいずれも終結した。

(3) 係属中の主な事件

ア 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

(ア) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで、不認可処分を行った。

(イ) 申請の概要

平成30年9月21日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は次のとおりである。

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑（かんがい）用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」（平成25年遊佐町条例第27号）において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものである。

(ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、7回の審理期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

(4) 押印の見直しに係る鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律等の改正

第1章4(2)のとおり、国民や事業者等に押印を求めている行政手続について検討を行い、鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定の申請書への

署名押印を不要とするなど、所要の改正を行うため、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が令和3年2月に第204回国会に提出された。

また、宣誓書への押印を不要とするため、「鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則」（令和3年公害等調整委員会規則第1号）が令和3年1月14日に公布、施行された。

2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

令和2年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答等は、前年度から繰り越された1件と2年度に新たに受け付けた7件の計8件である。このうち、3件が令和2年度中に処理され、残りの5件は翌年度に繰り越された。令和2年度に係属した8件全てが、土地収用法に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案となっている。